

地域密着型サービス事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様
総合事業サービス事業所 管理者 様

柏崎市福祉保健部介護高齢課長

令和6（2024）年度介護報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の
提出について（通知）

日頃より本市の高齢者福祉の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和6（2024）年2月24日付け介第6234号にて、令和6年4月適用分の介護給付費算定に係る体制等届出書の提出期限についてお知らせしたところですが、令和6年度介護報酬改定に伴い、体制等届出書及び各種添付書類の様式を改めました。

つきましては、令和6年4月における体制等届出書の手続きについて、下記のとおりとしますので、体制等届出書等を提出くださるようお願いいたします。

記

1 体制等届出書等の提出を要する事業所

全ての地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、総合事業サービス事業所

※ 介護予防支援については、これまで届出項目がありませんでしたが、このたびの改定でLIFEの登録状況に関する項目が設けられたため、提出が必要となりました。

2 提出書類

(1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

※ 特記事項に前回からの変更点を記載してください。

(2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※ 全ての項目について、チェックをつけてください。

(3) 算定する加算に対応する添付書類（添付書類一覧又は備考シートを参照）

算定状況に変更がある加算の添付書類のみ添付してください。

変更がない加算については、添付書類は不要としますが、算定要件が変更されている場合がありますので、算定する際は必ず要件を確認してください。

3 留意事項

(1) 加算の算定にあたっては、厚生労働省通知等を確認し、算定要件を十分に理解した上で届け出てください。また、既存の加算であっても、算定要件が変更されている場合がありますので、継続して算定する場合も必ず要件を確認してください。

- (2) 4月適用分の体制届を4月以降に届け出る場合であっても、「勤務実績」や「利用者数実績」等が算定要件とされている場合の「届出日が属する月」は、「令和6年3月」として取り扱うものとします。
- (3) 加算の内容等、介護報酬改定に関する質問については、多数寄せられることが想定されますので、**メールでのみ受け付けます** (kaigo@city.kashiwazaki.lg.jp)。回答に時間を要することがありますので、御了承くださるようお願いいたします。
- (4) 新たな加算の創設や既存加算の算定要件の変更等に係る既存の事業所・施設の届出の取扱いについては、別添「既存のサービス事業所の届出留意事項」のとおりとされています。各届出項目の取扱いを確認の上、届出漏れに注意してください。
- (5) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の地域区分（各サービス共通）はその他としてください。

4 提出先及び提出期限（特例）

提出先：柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係

提出期限：令和6（2024）年4月15日（月曜日）

※ 提出書類(1)及び(2)は、期限までに必ず提出してください。

提出書類(3)は、提出期限後の提出も可としますが、その場合は事前に御連絡ください。

※ 令和6（2024）年5月適用分以降は、通常通りの提出期限となります。

5 提出方法

(1) 厚生労働省「電子申請届出システム」による提出

【電子申請届出システム URL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※ 電子申請届出システムの利用には、G ビズ ID の取得が必要です。

【G ビズ ID 取得について】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

電子申請届出システム

メニュー

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

- 申請届出状況確認
申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

- 新規指定申請
新規指定申請を行う機能
- 変更届出
 - 介護保険事業の変更届出
介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能
 - 法人情報に係る一括変更届出
複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能
- 更新申請
更新申請を行う機能
- その他
 - 再届出届出
 - 廃止・休止届出
 - 指定料返届出
 - 指定を不要とする届出 ※
 - 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※
 - 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※
 - 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※
 - 介護予防支援委託の届出 ※

※4から7は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ

体制等届出はこちらから → 5 加算に関する届出
加算に関する届出を行う機能

6 他法制度に基づく申請届出
介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

(2) 従来の提出方法（窓口、郵送、柏崎市オンライン申請システム）

【柏崎市オンライン申請システムURL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kashiwazaki/smart-apply/apply-procedure/7825213485948292789/door>

6 その他

令和6（2024）年度6月1日以降の体制等状況一覧表については、後日お知らせします。

以上

【提出先・問合せ先】

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号

柏崎市役所 介護高齢課 高齢対策係

TEL：0257-21-2228（直通）

mail：kaigo@city.kashiwazaki.lg.jp